

## 宮崎働きやすい介護職場づくり宣言事業実施要綱

令和4年7月19日  
福祉保健部長寿介護課

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者が職員の人材育成及び職場環境等の改善につながる自発的な取組を「宮崎働きやすい介護職場づくり宣言」（以下「宣言」という。）として県に申請し、その取組及び成果を県が登録及び公表することにより、地域全体で介護人材の確保・育成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、介護サービス事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者の指定を受け、かつ、別表1の「宣言対象介護サービス一覧」に該当する宮崎県内所在の介護サービス事業所を運営する事業者をいう。

### (申請要件)

第3条 宣言を申請できる介護サービス事業者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 介護保険法、労働基準法等の関係法令を遵守していること。
- (2) 宣言に参加する全ての介護サービス事業所（以下「宣言参加事業所」という。）が介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していること（介護職員処遇改善加算算定非対象サービスの介護サービス事業所は同加算取得要件のキャリアパス要件を全て満たすこと）。
- (3) 介護サービス情報公表システムにおける基本情報及び運営情報の必須登録項目について、適切な登録を行っていること。
- (4) 申請内容を雇用する全ての職員に対して周知していること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### (申請)

第4条 宣言の申請をしようとする介護サービス事業者等の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、県に提出するものとする。

- (1) 宣言書（別記様式第2号及び別記様式第2号の2）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (4) キャリアパス要件確認票（宣言参加事業所が介護職員処遇改善加算算定非対象サービスの介護サービス事業所である場合）（別記様式第4号）

(5) その他県が必要と認める書類

(登録)

第5条 県は、提出された前条の各書類について内容を確認し、適当であると認められる場合は受理し、申請者に対して、登録通知書（別記様式第5号）によりその旨を通知する。登録通知書の通知を受けた申請者（以下「宣言事業者」という。）は、宣言書に記載した宣言参加事業所について、「宮崎働きやすい介護職場づくり宣言事業所」の名称を使用することができる。

2 前項に規定する登録通知書及び「宮崎働きやすい介護職場づくり宣言事業所」の名称使用に係る有効期間は、宣言書に記載した取組期間の初日からその翌年度の3月31日までの期間とする。

(宣言を達成するための具体的取組)

第6条 宣言事業者は、宣言書に記載した「宣言を達成するための具体的取組」を行うこととし、別表2の「宣言を達成するための取組メニュー」の「基盤」、「人材育成」及び「健康・モチベーション・チームワーク」の区分ごとに2以上の取組を行うものとする。

2 前項の取組期間は、前条第2項に規定する期間とする。

(変更の届出)

第7条 宣言事業者は、次の各号に変更があった場合は、すみやかに変更届出書（別記様式第6号）により、県に届け出るものとする。

(1) 事業者名

(2) 事業所名

(3) 所在地

(公表)

第8条 県は、宣言書の内容等を県のホームページ等により広く紹介するものとする。

(取組結果の報告)

第9条 宣言事業者は、取組期間終了後1か月以内に、取組結果報告書（別記様式第7号）を県に提出する。

2 県は、提出された取組結果報告書の内容を確認し、適当であると認められる場合は、その内容を県のホームページ等により公表するものとする。

(根拠資料の保管及び提示)

第10条 宣言事業者は、申請及び報告内容の根拠となる資料を適切に保管し、県から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

(調査等)

第11条 県は必要があると認めるときは、宣言事業者に対して、申請及び報告内容に係る確認のため現地調査、聴き取り調査等を行うことができるものとする。

2 宣言事業者は前項に規定する調査等に協力するものとする。

(更新申請)

第12条 宣言事業者が、取組期間終了後において引き続き取組を行う場合は、取組期間終了後1か月以内に、更新申請書（別記様式第8号）により、第4条に規定する申請を行うものとする。

(登録の辞退)

第13条 宣言事業者は、登録を辞退する場合には登録辞退届出書（別記様式第9号）により、すみやかに県に届け出なければならない。

(登録の失効)

第14条 宣言事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する登録は、その効力を失う。

- (1) 第12条の規定による手続きを行わなかったとき
- (2) 解散又は事業の廃止若しくは休止をしたとき
- (3) 前条に規定する登録の辞退の申し出があったとき

(登録の取消し)

第15条 県は、宣言事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請要件を満たしていない事実が確認されたとき
- (2) 申請及び報告内容に虚偽が判明したとき
- (3) 第9条、第10条及び第11条の規定に従わなかったとき
- (4) その他登録を取り消す必要があると認められる場合

2 県は、前項の規定により登録の取消しをするときは、登録取消通知書（別記様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

3 登録の取消しを受けた宣言事業者は、「宮崎働きやすい介護職場づくり宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。